

第7回 一宮川流域委員会の発言要旨
主な発言

事務局見解

資料一3

<p>1 流域委員会に寄せられた意見について (事務局からの説明項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備への住民参加について ・ 河川整備及び河川管理の要望について ・ イベント広場について (発言要旨) ・ 住民からの意見について、匿名としたのはなぜか。 <p>・ 事務局見解が極めて抽象的である。委員会後の経緯等も含め具体的な答えを出してほしい。</p> <p>・ 地域の川を自らのように管理して行くかがポイントである。事務局見解で、予算が少ないとの内容があるが、だからどのようにしたいのいかとの見解を載せるなどが必要である。</p> <p>市町村やそのほかの団体が、自分たちのできることをどのように活動して行くのかなど、その可能性についてを事務局でまとめてほしい。</p> <p>また、そのような意見を是非この委員会の中でも地元をよく分かっている人から提示していただけたらいいのではないか。</p> <p>2 河川の整備状況と流域内のその他の事業について (事務局からの説明項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河口から瑞沢川までの本線7kmについて、その整備方針及び整備状況を説明した。 ・ イベント広場について説明した。 ・ 支線の整備状況を説明した。 ・ 河川を良好な状態に保つための事業等について説明した。 ・ 河川のイベント及び河川愛護活動について紹介した。 ・ 河川災害復旧事業、松潟堰改修事業等の事業を紹介した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見には、委員からのものもありますが、傍聴されていた方とか住民からのものもあります。そういう方で名前を出したくない人も居られるとの考えで、匿名とさせていただきます。 ・ 地域で行なわれている活動について、出来るだけ取り上げ情報提供したいと考えており、今回は、資料一4でまとめております。
---	--

第7回 一宮川流域委員会の発言要旨
主な発言

事務局見解
資料一3

<p>(発言要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会資料については、写真がほとんどで説明文がないので読んでも分からない。説明文を別添でつけるなど改善すべきだ。 ・ 個別の検討課題として提示されるが、一宮川全域でどのように事業が展開しているかが分かるような資料を提示すべきだ。 ・ イベント広場については、前回は説明され、それに対して、質問して検討しますとのことであったが、回答が無いのに、現場が進んでいく。このようなことでは、委員会は、意味が無いものとなってしまいうで、改善してほしい。 ・ 意見交換会は、具体的にどのようやるのか。 ・ 事務局は、委員会で指摘されたことについてその後どのように検討したか分かるように提示してほしい。 <p>(河川環境保全についての意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下流部で清掃等を行っており、1日清掃すると流竹木約17t、可燃ごみ2.5t等のゴミがありました。今後このようなゴミを流域全体でどのようにするか等を考えていきたい。上流部についてその状態が良く分からない。上流から流竹木、ゴミ等が流れてくるので是非その状態について知りたい。 ・ 河川幅も2倍に広げるのであるから、ゴミは堆積しやすくなる。これは、河川管理上重要な問題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりやすい資料とするため、配布する資料に説明分を多く入れる等の工夫をする等分りやすい資料作りに努めました。 ・ 護岸工事を行っておりますが、イベント広場の工事については、まだ着手されておりません。 ・ 平成11年から12年にかけて委員会方式で決めた基本的なコンセプトは、尊重して整備したい。維持管理がしやすい施設計画とした。今後3月13日に地区住民の皆様との意見交換会があるので、それも尊重して整備を進めたい。 ・ 3月13日午後6時から、一宮町の中央公民館で行います。広報にも載せてあります。 ・ イベント広場については、意見交換会等を行なった結果及び今後の整備について資料一7にまとめました。
--	---

	事務局見解
<p>主な発言</p> <ul style="list-style-type: none"> 上流部でも河川の清掃を住民参加で行なっております。下流部に流木が流れるのは、大雨や風などの自然現象によるものがほとんどだと認識しています。 下流部の人には、なるべく迷惑が掛からないようにしたいと考えています。何しろほとんどが自然現象なのをわかってほしいです。下流部の人だけにごみを拾わせるようなことは、忍びない。せひ一緒にやれるようにしてほしい。 河口部は、ゴミでいっぱいです。イベント広場は、不安があります。 河口部の清掃事業なども上流の人が参加できるなどの機会があるといいですね。河川幅を2倍にするのであるから、堆積しやすい河川を作るわけなので、今後その河川の状態を地元の人と河川管理者とが協力して監視していく必要がある。それをフィードバックして河川管理に生かしてゆくべきでしょう。 規約の目的については、河川環境保全等を住民参加で行なうことができるような規約にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川環境保全問題について、貴重な意見をいただきました。それ在今后の河川整備計画を実施するのに生かしたいと考えております。また、現在の河川管理状態については、資料一4のなかで取りまとめました。 規約の第2条については、河川整備計画の策定、変更及びその実施過程の透明性及び効率性を向上することが目的となっており、河川整備計画では、良好な河川環境の保全を図るため、地域住民や河川愛護団体との連携に努めることとしております。 平成9年度に河川法が改正され、河川法の目的に新たに「河川環境の整備と保全」が加えられました。 これにより、「治水」、「利水」、「環境」の3本柱による河川の総合的な管理が行われるようになりました。 河川整備計画を策定する時は、当然、上記の内容を考慮しなければならず、河川法第16条の2に「河川管理者は関係住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」とされており、ご要望の規約改正については、明文化されておりませんが、すでに現規約に含まれていると認識しております。 河川環境保全については、河川管理者、住民、河川愛護団体が実施している各種事業もあります。これらの状況ができるだけ委員会で取り上げ、共通認識とするなど、連携を深めることにより、さらに多くの住民等が参加できるようにしたいと考えております。

<p>3 事業の再評価について (事務局からの説明項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①事業採択後5年を経過して未着工のもの②事業採択後10年を経過して継続中のもの③再評価後5年を経過したものの3つについて行ないます。 ・ 住宅市街地基盤整備事業は、平成4年から事業に着手しており、平成13年度に一回目の再評価を行い今回は、5年を経過したので行なうものである。 ・ 過去の被災状況等を説明した。 ・ コスト(C)とベネフィット(B)との比については、事業継続の条件である1を超えていることを資料を提示して説明した。 ・ 今後事業を継続して目的の達成を図りたい旨を報告した。 (発言要旨) ・ 数字の根拠等が分からないので意見を言うことができない。 ・ 今行なっている整備について必要か、もつと違うところを早くやってほしいなどを評価すればいいのではないか。 <p>数字については、手順を踏んでこうなっているのですから、数字と別の視点でも議論してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回こういう整備をやっていたら大変喜んで再評価は、合格です。 ・ 意義がないようなので、今後この方針で整備を進めることとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘のあった事項については、次回の流域委員会に反映させるようにしたいと考えております。
---	---

第7回 一宮川流域委員会の発言要旨
主な発言

事務局見解

資料-3

- (まとめ)
- ・ 配布資料に説明文を添付するなど読んで見て分かるものを作成す
 - ・ 規約第2条について検討する。
 - ・ 議事録のまとめ方としては、その場での事務局見解だけで無く、その後の経緯を載せる等工夫をして、次回の委員会で議論が展開出来るようにする。

河川法・第2節 河川工事等

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土形成計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。
- 3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。